

Q11-1.日本のPL法との相違についてと日本から輸入した製品を台湾で販売する際の輸入者・販売者、日本の輸出者、日本の製造業者に適用される法律の責任について。

一、 台湾の民法および消費者保護法の規定により

- (一) 商品の設計、生産、製造に従事する企業経営者が、商品を市場で流通させる際には、当該商品が、当時の技術または専門的な水準に沿い、合理的に期待できる安全性を備えていることが確保されていなければならない。規定に違反し、消費者または第三者に損害を与えた場合は、連帯賠償責任を負わなければならない。
- (二) 取次販売に従事している企業経営者は、商品により生じた損害について、商品を設計、生産、製造したまたはサービスを提供した企業経営者と連帯賠償責任を負わなければならない。また、商品を輸入する企業経営者は、当該商品の設計・生産・製造者と見なされ、製造者責任を負わなければならない。

二、 基本的に、台湾の製造者責任に対する法令は日本の法令と類似し、日本と同様に製品製造者、取次販売者、輸入者等の業者に、その生産、販売した製品によって消費者が受けた損害に対して賠償責任を負うように要求しています。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。